

議案第115号

損害賠償額の決定について（水道局関係）

水道局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事件概要
<p>金額</p> <p>7,586,769円</p> <p>〔 見舞金 1,784,155円 〕</p> <p>〔 医療費 5,802,614円 〕</p> <p>被害者</p> <p>80歳代</p>	<p>令和元年7月29日午後3時10分ごろ、本市職員大隈浩の運転する本市水道局東部水道センター所属の軽貨物自動車なにわ480え7109号車が、旭区新森4丁目25番4号先交差点を右折西進しようとした際、横断歩道の直前で一時停止を怠ったため、本車左前角部が横断歩道を北に向かって歩行中の被害者の押していたシルバーカーに衝突し、その衝撃で同人が路上に転倒し、負傷するとともに、同シルバーカーが損傷を受けたものである。</p> <p>同人は、外傷性くも膜下出血、左大腿動脈^{たい}損傷及び左鎖骨骨折のため約1年4箇月にわたり入院及び通院治療を続けたが、左鎖骨変形治癒の状態^{たい}で治療を終了した。</p>

令和3年3月4日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

水道局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。